大阪府アルコール健康障がい対策推進計画（平成29年度策定）概要版

位置づけ

アルコール健康障がい対策基本法（平成25年法律第109号）第14条第1項の「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定

計画の対象期間

平成29（2017）年度から7年間（2023年度まで）

取組みの方向性

１．治療と回復及び相談体制の強化

２．発生・進行・再発の各段階に応じたアルコール健康障がい対策の実施

主な取り組み

【アルコール専門医療機関・相談機関の明確化】

・治療拠点機関と相談拠点機関の情報提供

・アルコール依存症の専門的治療を行う医療機関の情報提供

【関係機関の連携体制の強化と支援体制の整備】

・医療・保健・福祉・教育・自助グループ等の連携体制の構築

・研修や事例検討会による支援スキルの向上

【身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携強化】

・身体科における簡易介入法や連携方法のマニュアル作成

・研修等の機会による周知

・連携による早期発見・早期治療

【発生予防・再発予防の充実】

・飲酒に伴うリスク・不適切な飲酒等についての啓発の推進

・未成年者等の不適切な飲酒に対しての指導・取締りの実施

・回復支援を行う自助グループや関連団体への支援

・地域生活支援充実のための施策の推進

目標数値

１．未成年飲酒者をなくす

２．生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす

３．妊娠中の飲酒をなくす

４．身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する

推進体制

アルコール健康障がい対策連絡会議（庁内会議）

政策企画部、府民文化部、福祉部、商工労働部、環境農林水産部、都市整備部、教育庁、大阪府警察、健康医療部（地域保健課が事務局）が参画

アルコール健康障がい対策部会（関係者会議）